

提 案 書 作 成 要 領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

横浜市内の放置自転車等総合対策業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり。

概算業務価格（上限）は、260,000千円（税込）です。なお、提案書提出時には参考見積書（様式

14) を提出するものとします。

※この契約は、予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。予算の議決がなされないとときは、契約として成立しません。

3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、履行期間中、本業務を適切に履行できる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む）（以下「団体」という）で、次に掲げる条件を全て満たす者とし、共同事業体の場合は、構成する全ての事業者が条件を満たす必要があります。ただし、次の(4)については、構成する団体のいずれかが満たしていればよいものとします。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登載されていること

(3) 横浜市一般競争入札有資格者名簿の所在地区分が「市内」で登載されていること。

(4) 横浜市一般競争入札有資格者名簿の規模区分が「中小企業」または「その他」で登載されていること。

(5) 横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録種目等が次のアまたはイを満たす条件で登載されていること。

ア 種目：他の委託等（次の（ア）から（ウ）を全て含むもの。）、順位：1位

（ア）「放置自転車」

（イ）「移動」または「撤去」

（ウ）「保管」

イ 次の（ア）及び（イ）を全て満たすもの

（ア）種目：警備業務（細目：A（人的警備））、順位：1位

（イ）種目：事務・業務の委託（細目：D（放置自転車等監視））、順位：なし

(6) 参加意向申出書の提出期限以後から受託候補者の特定の日までの期間、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置を受けていない者。

(7) 銀行取引停止処分を受けていない者。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされているもの（更生又は再生の手続開始の決定

がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く。) でないこと。

- (9) 放置自転車等総合対策業務プロポーザル評価委員会の委員が経営又は運営に直接関与していないものであること。
- (10) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）。

4 参加に係る手続(参加意向申出書の提出)

本プロポーザルに参加する場合、「横浜市内の放置自転車等総合対策業務委託」受託候補者選定に係る実施要領に基づき、参加意向申出書（様式1、団体の場合は様式1-1、1-2）、経営状態に関する書類（様式2、団体の場合は各社提出すること）及び誓約書（様式3、団体の場合は各社提出すること）を提出してください。

(1) 提出期限 令和7年10月24日（金）17時00分（必着）

(2) 提出先 横浜市道路局道路政策推進課

住 所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階

電話番号：045-671-3644（月～金 8:45～17:00 ※祝日を除く）

E-mail：do-seisaku@city.yokohama.lg.jp

(3) 提出方法 持参、郵送（ただし、レターパックとする）、またはE-mailとします。

なお、E-mailの場合は、送付後、必ず電話で連絡をしてください。

5 提案資格確認結果の通知・プロポーザル関係書類提出要請書の送付

参加意向申出書を提出した者について、提案資格を満たす者であるかを確認し、参加意向申出者全員に対して、令和7年10月31日（金）までに「提案資格確認結果通知書」を交付します。また、提案資格を満たす者であることが確認できた場合は、上記通知書とあわせて、「プロポーザル関係書類提出要請書」（以下「提出要請書」という。）を交付します。交付はE-mail（Word、PDF等のデータ）で行います。

6 質問書（様式4）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式4）の提出を受け付けます。質問内容及び回答については、参加資格確認の結果、資格を有すると認められた団体全員にE-mailで通知します。

なお、様式1枚につき1つの質問とし、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和7年11月6日（木）正午まで（必着）

(2) 提出先 参加意向申出に同じ

(3) 提出方法 参加意向申出に同じ

(4) 回答日 令和7年11月11日（火）まで

7 提案書の内容

(1) 1団体につき、提案書の提出は1組とします。

(2) 提案は、文書で簡潔に記述してください。

- (3) 文字の大きさは、注記等を除き原則10ポイント以上としてください。
- (4) 提案書は次のア～コに基づき、作成してください。所定の様式以外で作成された書類については受理しません。また、イ～ケについては、「横浜市内の放置自転車等総合対策業務委託」に係る提案書評価基準のほか、「横浜市内の放置自転車等総合対策業務委託受託候補者特定に係る実施要領」、「業務説明資料」等を踏まえて、実現可能な内容を提案してください。

なお、キについては、本市の実務と照らし合わせ、あくまで参考とさせていただきます。

ア 提案書表紙（様式5）

- イ 項目1 応募団体に関すること (様式6 : A4判縦1枚以内)
ウ 項目2 同種・同等・同類業務の実績について (様式7 : A4判縦1枚以内)
エ 項目3 当該分野に関する経験豊富な実務者の保有について (様式8 : A4判縦1枚以内)
オ 項目4 適切な管理運営について (様式9 : A3判横1枚以内)
カ 項目5 適切な業務の実施・取組について (様式10 : A3判横1枚以内)
キ 項目6 効率的な移動計画について (様式11 : A3判横1枚以内)
ク 項目7 企業の社会貢献等の取組について (様式12 : A3判横1枚以内)
ケ 項目8 本市が提示する課題に対する提案について (様式13 : A3判横1枚以内)
コ 参考見積書（ただし、参考見積金額は評価対象になりません。） (様式14 : A4判縦2枚以内)

※「適切な管理運営」については、当該団体の組織図を提案書の様式9-1に記載もしくは添付してください。

※「効率的な移動計画」については、別添の「令和6年度横浜市内各駅周辺の放置禁止区域における移動・札付実績」や本市ホームページに掲載している「横浜市内鉄道駅周辺放置自転車等実態調査結果」等を参考に作成してください。

■横浜市ホームページ（外部リンク）：横浜市内鉄道駅周辺放置自転車等実態調査結果

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bycycle/bicycle-policy/jittai-chousa.html>

- (5) 各様式に記載した内容について補足説明するための図表、写真、イラスト等を使用した資料の添付は可能です。添付可能な資料は各項目に関係する資料のみで、各項目につき1ページ（A3判横またはA4判縦）までとします。
- (6) 項目8については、次の課題に対する対策を提案してください。

課題：自転車等の利用者に対する一体的な周知・啓発の実施について

本市では、放置自転車等の移動作業や放置防止を促す啓発札を放置車両に貼付することで、放置防止対策の周知・啓発を行っている。その結果、本市における放置自転車等の台数は、10年前と比較して、約3分の1まで減少しているものの、ここ数年は年間約4,000～5,000台でほぼ横ばい傾向である。

また、令和5年4月1日に施行された改正道路交通法では、全ての自転車利用者について乗車用ヘルメットの着用が努力義務となったことや、警察庁が自転車等に対する交通反則通告制度（「青切符」による取り締まりを行う反則金制度）の適用を、令和8年4月1日から行う方針を固めるなど、自転車等の利用における安全意識やルールについても情勢が変化している。

こうした状況から、本市では、これまでの移動作業や周知・啓発に加えて、より効果的な放置対策等を一体的に実施していく、さらなる放置自転車等の減少や正しい自転車等の利用等に關

する周知・啓発に努めていく必要がある。

自転車等を放置する人は、近くに自転車駐車場があることや自転車を停めた場所が道路上や放置禁止区域であることを知っている。一方で、前提として、そのようなことを知らずに放置している人も一定数いると考えられる。そのため、自転車等を「とめる」ことに関するルールの周知を図っていくことも、放置防止を推進していくうえで重要と考えられる。

また、現在、自転車等を利用している人たちだけでなく、これから自転車等に乗り始める人たちに、交通ルールや安全利用に関する知識と並んで、放置防止等に関する知識についても教育、周知・啓発していくことは、自転車等を利用するうえで重要な要素と考える。

そこで、以上のことと踏まえ、放置自転車等の移動、保管・返還業務において、現在及び将来の自転車等の利用者等に対して、放置防止をはじめとした自転車等の正しい利用に関する周知・啓発を一體的に実施していくための方策について提案してください。

なお、提案いただく内容は関係法令を遵守したうえで実施できるものとしてください。

8 評価基準

「「横浜市内の放置自転車等総合対策業務委託」に係る提案書評価基準」のとおり

9 提案書の提出

(1) 提案書の提出

「プロポーザル関係書類提出要請書」を受けた団体は、提案書（様式5）を表紙とし、上記8（4）で示す様式をアから順に並べ、紙及びデータ（PDF形式）で提出してください。

ア 提出期限 令和7年11月14日（金）17時00分（必着）

イ 提出先 参加意向申出に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送

エ 提出物 提案書及びデータ（PDF形式）

※DVD-Rなどパソコンで見られる媒体に保存すること。USBは不可。

オ 提出部数 9部（紙出力、1部ずつダブルクリップ留め）

(2) その他

ア 様式が定められているものについては、所定の様式を用いて作成してください。

イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ 提案書に記載した配置予定の現場責任者は、死亡、病気、退職等の特別な場合を除き、変更することはできません。

オ 提案書の提出は、1団体につき1案のみとします。

カ 提出後の提案内容の変更は認められません。

10 プロポーザルに関するヒアリングの実施

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

（1）実施時期 令和7年12月2日（火）

（2）実施場所等 時間・場所等の詳細は、後日通知します。

(3) 出席者 説明者含め4名以内として下さい。

(4) 実施方法

・提案書について口頭で説明を求めます。

・説明時間は30分とします。また、ヒアリング（提案に対する質疑応答）時間は20分を想定しています。

・ヒアリング時の資料は提案書を使用し、資料の変更・追加は認めません。

※プロジェクターを使用したプレゼンテーションは可能です。その場合も、既に提出している資料（提案書）以外の追加資料の使用は認めません。なお、ノートPC、スクリーン及びプロジェクターは本市が用意します。その他必要な機器がある場合は、提案者がご準備ください。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。なお、評価委員会は非公開とします。

<放置自転車等総合対策業務プロポーザル評価委員会>

委員長 道路局道路部長

副委員長 道路局道路政策推進部長

委員 道路局道路政策推進課長

委員 道路局施設課担当課長

委員 金沢土木事務所副所長

委員 戸塚土木事務所副所長

委員 保土ヶ谷区地域振興課長

委員 緑区地域振興課長

12 特定・非特定の通知及び公表

提案書を提出した団体のうち、受託候補者、次点候補者及び特定されなかった団体に対して、その旨を書面により通知します。

また、審査の結果は、受託候補者決定後、本市ホームページへの掲載により公表します。

13 提案書の取扱い

- (1) 提出された提案書は、提案書の特定以外に提出者に無断で使用しません。
- (2) 提出された提案書は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、受託候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

14 プロポーザルにおける注意事項

- (1) プロポーザル資料に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、道路局入札参加資格審査・指名業者選定委員会において、特定を見合わせることができます。

- (2) 本プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定された提案書等を提出した応募者とは、後日、特定された提案書等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。ただし、業務委託条件や仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

15 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する提案書の作成様式及び記載内容が適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

16 その他

- (1) 費用負担について
参加意向申出書、提案書の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とします。
- (2) 提出書類の取扱い
提出書類は理由を問わず返却しません。
- (3) 使用する言語及び通貨
 - ア 言語：日本語
 - イ 通貨：日本国通貨
- (4) 契約書作成の要否
要する
- (5) 資格喪失
提案者が次の事由に該当するときは、参加資格を失うものとします。
 - ア 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登録されなかった場合
 - イ 提案書等が提出期限内に提出されなかった場合
 - ウ 提案書等の内容に虚偽の記載がある場合
 - エ 評価委員会に欠席した場合
 - オ 「3 提案資格」に定める要件を満たさなくなった場合
 - カ その他、募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

契約締結前に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとし、次順位の者と手続を行います。